

真庭市ふるさと納税協賛企業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、真庭市と、真庭市のまちづくりに寄与するふるさと納税の推進に協賛する企業が、ふるさと納税による本市への寄付の推進及び、地元特産品の広告宣伝を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地元事業者 真庭市内に本社又は主たる事業所(工場等を含む。)を有する法人又は個人をいう。
- (2) 地元特産品 真庭市内で製造、加工、採取、栽培等をしている物をいう。
- (3) 協賛企業 地元特産品等の提供等をしている地元事業者のうち、この要領の規定に基づき協賛企業として参加を申し込み、市長の承認を得たものをいう。
- (4) 寄付者 真庭市に対し、ふるさと納税として寄付した者をいう。
- (5) 記念品 協賛企業が取扱を行う地元特産品のうち、寄付者へ贈呈するものとして市長の承認を得たものをいう。

(事業内容)

第3条 ふるさと納税記念品として、寄付の金額に応じて記念品を贈呈する。

寄付金の金額に対応する記念品の返礼割合については、3割以内とし、次の各号の要件をいずれも満たすものに限る。

- (1) 「真庭らしさ」を有しかつ、「安心安全」であるもので市外にPRする商品として相応しいものであること。
- (2) 郵送に耐えうるものであること。
- 2 協賛企業は、前項に定めた条件を満たす記念品を設定し、真庭市に届け出るものとする。
- 3 「記念品の価格」とは、希望小売価格(通常の販売を行っていない場合にあつては、店頭等で販売した場合の設定価格。)が第1項に定めた金額(消費税相当額を含み、発送費用その他の経費を除く。)となる対象商品をいう。
- 4 真庭市は、記念品について、ふるさと納税とともにPRする。また、協賛企業は、自らが協賛企業であることをPRすることもできる。
- 5 真庭市は、寄付者から記念品の申込みがあつたときは、メール等により当該協賛企業に通知する。通知を受けた協賛企業は、速やかに、記念品を当該寄付者に送付するものとする。

- 6 協賛企業は前項の規定による記念品の送付に際し、社会通念上適正と認められる範囲において、自社商品のパンフレット等の同封をすることができる。この場合において、あらかじめ同封するパンフレット等を真庭市に提示するものとする。
- 7 協賛企業は記念品の送付実績を、「ふるさと納税記念品送付実績報告書兼請求書」(様式第1号)に記載し、記念品発送日の属する月の翌月の10日(毎年度3月送付実績については、当月末日)までに、真庭市に報告するとともに、当該送付実績に係る負担金の支払いを真庭市に請求するものとする。
- 8 真庭市は、前項の規定による報告及び請求があったときは、当該請求があった日から30日以内に、負担金を協賛企業が指定する金融機関口座へ振り込むものとする。ただし、定期便等の発送日が先に至るものについては、記念品発注日の属する月の翌月の10日(毎年度3月送付実績については、当月末日)までに、初回の記念品送付が完了した時点で真庭市に報告するとともに、当該定期便に係る全ての負担金の支払いを真庭市に請求するものとする。
- 9 負担金の額は、記念品の希望小売価格(消費税相当額含む。通常の販売を行っていない場合にあつては、店頭等で販売する場合の設定価格。)と送料を合計したものとする。
- 10 前項に掲げる負担金のほか、記念品の発送にあたり予定外の支出が発生した場合、この実費相当額を負担金として、通常の負担金と同様の手続きを経て振り込むものとする。ただし、事業者に瑕疵がなく、市が負担すべき支出であると市長が特に認めた場合に限る。
- 11 協賛企業は、当該年度終了後1年間は、記念品の送付に係る関係書類を保管しておくものとする。

(協賛企業及び記念品の承認等)

第4条 第3条第2項で定める申込みを行う際は、「真庭市ふるさと納税協賛企業参加申込書」(様式第2号。以下「申込書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要(パンフレット等でも可)
- (2) 記念品の紹介文書
- (3) 参加申込みに係る誓約書
- (4) 市税の完納証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定に関わらず、前年度より継続して承認を受けた場合及び市長が提出の必要がないと認めた書類は、その添付を省略することができる。

- 3 協賛企業は、市税の滞納がないものとする、市内で1年以上引き続き事業を営むもの(個人にあっては、市内に1年以上引き続き居住しているものに限る。)とする。
- 4 市長は、第2条第3項で定める申込みがあった場合において、その内容を精査し、当該申込者の参加の可否を決定し、「真庭市ふるさと納税協賛企業参加決定通知書」(様式第3号)により当該地元事業者へ通知する。
- 5 前項の規定による承認の有効期限は、当該承認を行った日の属する年度の当該年度末日までとする。
- 6 第4項の規定による承認を受けた事業者は、速やかに記念品のPRに使用するための写真データ及び紹介文を市長まで送付するものとする。ただし、前年度から継続して承認を受けており、事業者において写真の更新を不要とする場合及び、特に市長が認める場合はこの限りでない。

(協賛企業の義務及び責務)

第5条 協賛企業は、次の各号について特に留意しなければならない。

- (1) 事業の実施において、この要領及び市長の指示に従うこと。
- (2) 記念品の計画的な生産、製造及び適正な品質管理に努めること。
- (3) 記念品の提供に係る事故、トラブル等に関しては、適正に処理をすること。
- (4) 記念品の品質、流通、販売等において事故等の問題が生じたときは、協賛企業がその責任を負うものとする。
- (5) 協賛企業は、前項の事故等の問題が生じたときは、当該問題の内容について、真庭市ふるさと納税記念品事故発生報告書(様式第5号)により、速やかに市長に報告しなければならない。

(委託の禁止)

第6条 協賛企業は、この事業の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 協賛企業は、この事業の実施に係る自社の権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の取扱い)

第7条 協賛企業に対しては、当該事業者の記念品を選択した寄付者の同意を得た場合に限り、その氏名、住所、電話番号その他記念品の送付に必要な事項を提供する。

- 2 協賛企業は、第3条第5項で通知された寄付者の個人情報を厳重に取り扱うとともに、記念品の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはなら

ない。協賛企業でなくなった後においても、同様とする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、本事業実施に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年12月 8日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月 2日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月 1日から施行する。

様式第 2 号

真庭市ふるさと納税協賛企業参加申込書

令和 年 月 日

真庭市長 様

住 所
事業者名
代表者名 印
電話番号

令和 年度真庭市ふるさと納税協賛企業としての参加と、次のものをふるさと納税記念品として登録の申込みをします。

1 参加申込区分	<input type="checkbox"/> 新 規 <input type="checkbox"/> 継 続
2 登録記念品名	フリガナ
3 商品説明	
4 希望小売価格	円
5 配送種別	<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍 <input type="checkbox"/> その他
6 発送可能時期	<input type="checkbox"/> 通年 <input type="checkbox"/> 月 (～ 月)
7 担当者名	
8 担当者連絡先	電話 FAX メールアドレス
9 事業所情報 ※ホームページに 掲載可能なもの	電話 FAX メールアドレス URL <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

添付資料 (1) 会社概要(パンフレット等でも可)

※該当資料がない場合は添付不要

(2) 記念品の紹介文書

(3) 参加申込みに係る誓約書

参加申込みに係る誓約書

真庭市ふるさと納税協賛企業参加の申請をするにあたり、次の事項について誓約します。

申請及び審査について

- 一、真庭市ふるさと納税協賛企業参加申込書の提出書類の記載事項は真実に相違ありません。
- 一、審査において、在住状況確認及び納税状況確認のため、在住に関する情報が確認されることについて了承します。
- 一、認定基準に適合しないと判断された場合及び申請資格に適合しないと判断された場合に、真庭市ふるさと納税協賛企業の認定対象から除外されても、何ら異議を申し立てません。

認定を受けた場合について

- 一、事業の実施において、真庭市ふるさと納税協賛企業実施要領及び市長の指示に従います。
- 一、認定を受けた地元特産品の生産、製造及び適正な品質管理体制を整備するとともに、消費者に対して安全と信頼の確保に努めます。
- 一、認定を受けた地元特産品の品質、流通及び販売等において事故等の問題が生じたときは、当方が一切の責任を負います。

年 月 日

真庭市長 様

住 所

事業者名

代表者名

印